最終更新日：2018年12月25日

大阪製鐵株式会社
代表取締役社長　岩﨑正樹
問合せ先：総務部　０６－６２０４－０３００
証券コード：5449
http://www.osaka-seitetu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「大阪製鐵グループは、鉄スクラップを鉄鋼製品にリサイクルし、省資源・省エネルギーを通じて地球環境の保全に努めるとともに、社会の発展に貢献する電炉グループです。顧客ニーズを追求し、合理的でオープンな経営により、ゆるぎない競争力を持ち、信頼される企業グループを目指します。私達は、この目標の実現に向け、自らの成長と変革を通じ、挑戦を続けます。」という企業理念の下、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の永続的な増大と社会から信頼される企業を目指すべく、今後ともコーポレート・ガバナンス体制を整備・強化してまいります。
当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用し、１２名以内の取締役及び取締役会、４名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に定め、これに基づき、現在、取締役を８名（うち独立社外取締役２名）、監査役を４名（うち独立社外監査役２名）、会計監査人を選任しております。
当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則として月１回以上開催し、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うことを基本としております。なお、取締役の任期は１年とし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の確立と経営責任の明確化を図っております。
当社の取締役会は、業務執行取締役６名と独立社外取締役２名によって構成されております。そのうち、独立社外取締役は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識や、総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、議決権を行使することにより、当社における多様な視点による事業の持続的成長と中長期的な企業価値の増大並びに経営の監督機能の充実に寄与しております。
また、当社の監査役は、企業経営、法曹等の分野での豊富な経験と高い識見を有する独立社外監査役２名と当社グループに関する知見と企業経営者として豊富な経験を有する常勤監査役１名及び鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有する監査役１名により構成され、各監査役は相互に連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会その他重要な会議等において、それぞれ独立した立場から積極的に意見を述べ、経営の健全性の維持・向上に努めております。

【行動指針】
1．自ら考え、行動しよう
2．失敗を恐れず、挑戦しよう
3．技術を極め、技術を磨こう
4．役割を認識し、期待に応えよう
5．対話と信頼を通じ、連携しよう

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】（株主総会における権利行使）
本年より、招集通知（狭義）及び株主総会参考書類（全文）につきましては、英文を作成し、TDnet及び当社ウェブサイトにて掲載をしております。議決権の電子行使につきましては、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら引き続き検討してまいります。

【補充原則４－１０－１】（任意の仕組みの活用）
社長をはじめとする経営トップと、独立社外取締役・監査役（独立社外監査役を含む。）との三者懇談会を原則毎月1回開催し、ガバナンス全般について、意見交換・情報交換を行っております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、独立社外役員の意見を踏まえた上で取締役会において決定していることから、これらの事項に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に確保されていると考えており、任意の諮問委員会等は設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】（政策保有株式）
当社は、政策保有株式については、事業上・取引上保有の意味がある株式を除いて保有しないこととしております。事業上・取引上保有の意味があるとは、営業上の取引関係の維持・強化、提携関係の維持・発展、事業活動の円滑な推進等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上に資するとしております。
　また、毎年、取締役会において、保有意義に加えて投資先企業の業績や財務体質等を定量的に評価し、保有の是非を検証しております。
政策保有株式に係る議決権行使につきましては、議決権行使基準を定め、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、適切に議決権を行使しております。

【原則１－７】（関連当事者間の取引）
当社と取締役との取引（間接取引を含む。）につきましては、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には法令及び当社の規程である「取締役会規程」に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認することとしております。
当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示することとしております。

【原則２－６】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、確定給付企業年金制度を導入しており、複数の運用受託機関を選定の上起用し、それぞれに当社が決定したポートフォリオに沿った適正な資産配分となるような形で年金資産運用を任せております。定期的に運用状況をモニタリングし、取締役会に報告するとともに、ポートフォリオの見直し、検討を行い、取締役会で審議・決定することとしております。
上記運用に当たっては複数の関係部署が共同して管理しておりますが、担当者は外部講習を受けるなど、知識習得に努めております。

【原則３－１】（情報開示の充実）
（1）経営理念及び連結中期計画につきましては、当社ウェブサイト等で開示しております。
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針につきましては、上述Ⅰ－１．の「基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役の報酬額は、基本報酬と業績報酬から構成され、その基本となる額をそれぞれ設定しておりますが、貢献度等を勘案し、一定の範囲内で変動するものとして、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で決定することを基本方針としております。
取締役の報酬額に関する基本方針については取締役会の決議により決定しております。
（4）取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任につきましては、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス（独立社外役員の員数を含む。）を考慮することを方針としております。
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任につきましては、取締役会にて決議しており、監査役候補の指名につきましては、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。
（5）当社は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載しております。
また、取締役の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類に選任理由を記載しており、独立社外取締役及び独立社外監査役の選任理由及び独立性につきましては、本報告書のⅡ―１「機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役関係］及び［監査役関係］に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１－１】（取締役会の役割・責務(1)）
当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項として、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な使用人の選任、重要な組織の設置・変更など、法令・定款に従い、取締役会で決議しております。これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役にそれぞれ委任しております。
なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。なお、当社がその判断の基礎とした独立社外役員と当社との利害関係につきましては、本報告書のⅡ－１「機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役関係］及び［監査役関係］に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－１】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。
定款に定める取締役の定数は3名以上、１２名以内、監査役の定数は3名以上、4名以内ですが、現在、取締役8名（うち独立社外取締役2名）、監査役4名（うち独立社外監査役2名）を選任しております。

【補充原則４－１１－２】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社は、取締役・監査役候補者の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況につきましては、「株主総会招集ご通知」及び既に公表しております役員人事に係るプレスリリース（当社ウェブサイトに掲載）においてこれを公表しております。

【補充原則４－１１－３】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社は、本年も全取締役・監査役に対して、取締役会の運営等に関するアンケート評価や意見聴収を行い、当社取締役会の実効性評価を行っております。
取締役会の構成・運営・役割・機能の発揮等について確認した結果、社内外役員による多様な視点からの質疑・審議を経て決議されていること等、当社取締役会は適切に運営されており、総合的にみて、取締役会の実効性は概ね確保できていると評価しております。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役のトレーニング）
当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、就任の際に、当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行うとともに、就任以降、各工場の視察等の機会を設けております。
また、社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度について改めて説明を行っております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。
株主・投資家との対話全般につきましては、総務部・財務部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。
具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、四半期報告書、株主通信などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進を図っております。また、機関投資家に対しては、半期ごとに決算IR説明会を開催し、個人投資家に対しては、適宜、個人投資家説明会を開催するなど、当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明し、対話の充実に取り組んでおります。こうした取組みを通じて株主・投資家から頂いたご意見等につきましては、定期的に取締役会等に報告・フィードバックしております。
なお、インサイダー情報（未公表の重要事実）につきましては、「内部者取引（インサイダー取引）管理規程」に従って適切に管理しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	25,629,030	60.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,686,200	3.99
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフアイー－エイシー	804,325	1.90
立花証券株式会社	728,800	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	682,700	1.61
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	534,000	1.26
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	481,200	1.14
三井物産スチール株式会社	480,697	1.14
ビービーエイチ ボストン フォー ノムラ ジャパン スモーラー キャピタライゼイション ファンド 620065	457,400	1.08
日本証券金融株式会社	442,600	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	新日鐵住金株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 5401

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

・親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
新日鐵住金株式会社は、当社議決権の66.26%(間接所有を含む。)を所有する筆頭株主であります。当社は新日鐵住金株式会社の製鉄事業分野における電炉中核子会社として、同社との鉄鋼事業戦略の共有化を図り、その一翼を担いつつ、普通鋼電炉事業の発展に努めております。
当社は、親会社から電力の購入等を行っております。また、事業上の必要性から親会社より役員および出向者を受け入れております。なお、当社は親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っていることから、独立性が確保されていると考えております。

・親会社等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況
上記電力の購入等、親会社との取引については、通常の取引条件によっておりますので、親会社等との取引が少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牛尾　誠夫	学者											
石川　博紳	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛尾　誠夫	○	―――	牛尾誠夫氏は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識を有していることに加え、産業技術短期大学の学長経験者としての高い識見が、当社の人材育成並びにコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したことあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

石川　博紳	○	―――	石川博紳氏は、総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレート･ガバナンスの強化に資すると判断しております。また、同氏は、過去に当社と取引関係がある三井物産株式会社の業務執行者を務めておりました。なお、当社と同社との取引額は僅少です。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の相互連携については、監査役が会計監査人から内部統制の実施状況やリスク評価及び重点項目等についての監査計画の概要説明を受け、定期的に適切な意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。また、監査役と内部監査部門との相互連携については、監査役が職務を適切に遂行するため、総務部の内部統制グループと緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように努め、内部統制システムの整備･継続的改善状況に関する具体的推進状況を聴取し、都度、意見表明を行っております。同様に、内部統制グループと会計監査人との相互連携についても、定期的に意見交換などを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
髙見　秀一	弁護士													
奈良　廣和	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙見　秀一	○	―――	髙見秀一氏は、弁護士として専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことができることとあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。
奈良　廣和	○	―――	奈良廣和氏は、他社での豊富な業務経験を有し、その経験と幅広い識見が当社のコーポレート･ガバナンスの強化に資すると判断しております。また、同氏は、過去に当社と取引関係がある株式会社クボタの業務執行者を務めておりました。なお、当社と同社との取引額は僅少です。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成１８年７月に業績を反映した報酬体系の見直しを行い、従来の役員賞与は原則廃止といたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬額 9名 162百万円（うち社外取締役　1名　8百万円）
監査役の年間報酬額 4名 36百万円（うち社外監査役　2名　16百万円）

(注) 1．役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。
　　2．上記には平成29年4月30日をもって辞任した取締役1名、平成29年6月28日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び辞任した監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬額は、基本報酬と業績報酬から構成され、その基本となる額をそれぞれ設定しておりますが、貢献度等を勘案し、一定の範囲内で変動するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役を補佐する専任の担当セクション等はありませんが、重要な投資や重要な経営課題等については総務部より、取締役会に際しての事前説明を行うよう努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
内田　純司	相談役	長年の経験や知見を活かし、経営陣からの相談要請に応じて助言を行っております。	非常勤、報酬有	2017/6/28	任期なし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

―――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用し、12名以内の取締役及び取締役会、4名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に定め、これに基づき、現在、取締役を8名(うち独立社外取締役2名)、監査役を4名(うち独立社外監査役2名)、会計監査人を選任しております。

当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則として月1回以上開催し、対応すべき経営課題や重要事項の決定について充分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うことを基本としております。

なお、取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の確立と経営責任の明確化を図っております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

・内部監査

内部監査につきましては、総務部の内部統制グループ(専任1名、兼任1名)が中心となり、各機能別リスク管理担当部門と連携してリスク管理体制の整備・運用状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて担当部門への指示等を行い機能充実に努めております。

・監査役監査

監査役監査につきましては、不祥事の未然防止を目指した予防監査に注力し、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき、対話型監査を実施しております。前事業年度においては、監査役会を13回開催したほか、代表取締役並びに各部門長と適宜意見交換を行い、監査役意見を表明しております。

・会計監査

a.会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

会計監査につきましては、当期においては、有限責任 あずさ監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を担当致しました。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　浅野　豊(有限責任　あずさ監査法人)

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　岸田　卓(有限責任　あずさ監査法人)

b.会計監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社の取締役会は、業務執行取締役6名と独立社外取締役2名によって構成されております。独立社外取締役は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識や総合商社における豊富な業務知識と企業経営に係る経験に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、議決権を行使することにより、当社における多様な視点による事業の持続的成長と中長期的な企業価値の増大並びに経営の監督機能の充実に寄与しております。

また、当社の監査役は、企業経営、法曹等の分野での豊富な経験と高い識見を有する独立社外監査役2名と当社グループに関する知見と企業経営者として豊富な経験を有する常勤監査役1名及び鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有する監査役1名により構成され、各監査役は相互に連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会その他重要な会議等において、それぞれ独立した立場から積極的に意見を述べ、経営の健全性の維持・向上に努めております。

当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の独立社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に強い監査権を有する監査役が、公正不偏の態度及び独立の立場から、取締役の職務執行を監査し、経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の効率性と公正性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	6月27日に定時株主総会を開催しております。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所及び当社ウェブサイト上に狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、年度決算の公表後、定期的にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。また、要請があれば随時の実施にも対応させていただきます。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、決算関連資料（決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等）、株主・投資家向け発行物（事業報告書、株主通信等）、株主総会関連資料（招集通知、決議通知等）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	総務部が中心となってコンプライアンス重視の観点から活動を推進してまいります。 また、地域住民の方々との対話を重視して、地域とのコミュニケーション強化に努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制・リスク管理体制の整備の状況

当社は業務の有効性・効率性や財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスの徹底を図るため以下のとおり、内部統制・リスク管理体制を整備し運用いたしております。

当社及び当社グループ経営に関わる重要事項につきましては、社内規程に従い取締役会において執行決定を行っております。また、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に経常予算委員会、設備予算委員会等の全社委員会を設置しております。

取締役会等での決議に基づく職務執行は、各業務執行取締役・各執行役員・各部門長が迅速に遂行しておりますが、あわせて内部牽制機能を確立するため、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程においてそれぞれの権限・責任を明確化し適切な業務手続を定めております。

当社のリスク管理体制は、安全衛生、環境・防災、財務報告の信頼性等の機能別リスクについては当該リスク管理担当部門が、主管するリスクの把握・評価の上、関連する規程等の整備を行い各部門への周知を図ります。また、遵守状況等のモニタリングについては、当該リスク管理担当部門及び総務部が実施し、リスク管理状況の把握・評価に基づき、指導・助言を行いリスクマネジメント活動の継続的な改善に努めております。

内部統制システムの運用状況については、半期毎に取締役会に報告するとともに、四半期毎に各部門及びグループ会社を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、情報の共有化や方針の徹底を行っております。さらに2018年3月以降、内部統制システムの一層の強化を行うため、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等が内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議する場として、リスクマネジメント委員会を設置し、運営を開始しております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等につきましては、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告することとしております。

この評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

さらに当社は、相談窓口としての「コンプライアンス相談室（社内窓口・社外窓口）」を設置し、当社社員、当社業務に従事する他社社員（出向者・派遣社員等含む）及びグループ会社社員等並びにそれらの家族からリスクに関する相談・通報を受け付けております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行っております。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図っております。グループ会社は、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図っております。当社は、グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、内部統制システムの構築・整備に関して指導・助言を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針とし、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等と連携し、毅然とした態度で対応することとしております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断及び不当要求による被害防止のために総務部を総括部署としてグループ内の周知徹底を図るとともに、定期的に警察等関連機関及び地域企業と連携することにより、反社会的勢力の排除に取り組みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――